

函館市市民後見人養成研修 事前説明会開催要領

【1.趣 旨・目的】

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない成年の方の権利を守るため、家庭裁判所が選任した後見人等が対象者の身上監護や財産管理などを行うもので、認知症高齢者の増加等に伴って、その必要性は一層高まってきており、需要はさらに増大することが見込まれています。

そのような背景の中、弁護士や司法書士といった専門資格は持たないものの、一般市民が、一定の基礎知識と技術を身につけて地域住民の支援を行う「市民後見人」として活躍することが期待されており、函館市においても、過去の養成研修を受講した市民後見人が成年後見人として活動しています。

函館市では、平成 26 年度に引き続き、市民後見人養成研修を開催します。

事前説明会への参加は、養成研修受講要件の 1 つです。研修受講を希望される方は必ずご参加ください。

【2.参加対象者】

養成研修の受講を検討している、もしくは受講に興味のある一般市民

※養成研修は 6 月から開催予定ですが、受講は、以下を全て満たしていることが要件となりますのでご注意ください。

- ① 函館市市民後見人養成研修事前説明会(平成 30 年 5 月 30 日開催)に参加した人
- ② 研修修了予定日において満 25 歳以上である人
- ③ 函館市、または渡島管内の市町に住民登録がある人
- ④ センターが登録者に対して行う定期的な研修に参加できる人
- ⑤ 民法第 847 条に定める後見人の欠格事由に該当しない人
- ⑥ すべての研修科目を受講できる人
- ⑦ 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会などの専門職団体に後見人候補者として登録していない人
- ⑧ 市民後見人候補者登録名簿に登録ならびに、受任の意思がある人

※候補者登録名簿への登録においても諸条件があります。詳細は当日にご説明します。

【3.申込方法(お問合せ先)】

別紙ご案内を参考に、電話・郵送・FAX にて、函館市成年後見センターへお申込みください

【4.その他】

申込みにあたり収集した氏名等の個人情報、事前説明会の運営管理のみに使用します。